

【 検 査 】

３６１ 抗核抗体（蛍光抗体法）定量（全身性エリテマトーデス）の算定について

《令和６年１１月２９日》

○ 取扱い

全身性エリテマトーデスに対するD014「５」抗核抗体（蛍光抗体法）定量の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

全身性エリテマトーデス（SLE）は、代表的な膠原病の一つであり、諸種の抗核抗体なかでも抗DNA抗体の介在を特徴とする自己免疫機序の関与の大きい免疫疾患である。抗核抗体（蛍光抗体法）定量は、諸種抗核抗体に対するスクリーニング検査である抗核抗体（蛍光抗体法）定性で陽性となった場合に被験血清を希釈して抗体価を測定するものであり、SLEの診断における一次スクリーニング検査として、また、その病態把握のための検査としての基本となるものである。

以上のことから、全身性エリテマトーデスに対するD014「５」抗核抗体（蛍光抗体法）定量の算定は、原則として認められると判断した。